

氏名(国籍)	アリレザ バゲリチメ (イラン)
学位の種類	博士(医学)
学位記番号	博甲第3803号
学位授与年月日	平成17年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人間総合科学研究科
学位論文題目	Ethical and legal issues in brain death and organ transplantation (脳死と臓器移植に関する倫理的・法的問題)

主査	筑波大学教授	医学博士	本田克也
副査	筑波大学教授	医学博士	豊岡秀訓
副査	筑波大学助教授	医学博士	玉岡晃
副査	筑波大学講師	医学博士	坪井康次

論文の内容の要旨

(目的)

臓器移植はいまや重要な医療の一部であり、多くの国がこれに必要なガイドラインや規制を設けている。臓器移植について社会的な基盤を確立することは、医療政策上での大きな論点である。臓器移植法が確立した諸国でも、臓器の需要と供給には決定的な不均衡があるため、臓器提供の適切な制度を確立する重要性が強調されている。また、このような制度が、それぞれの社会の倫理的規範と矛盾しないことが当然必要とされる。したがって本研究では、日本およびイランにおける脳死と臓器移植について、その社会的認識、法制度、脳死判定方法、臓器移植の手続きを比較し、問題点と今後の展望について考察した。

(対象と方法)

脳死と臓器移植に関する今後の日本の動向を予測するために、主として医療系を専攻する383人の学生(医療系314人、ほか69人)からの大規模なアンケート調査を行った(KAP study)。結果を集計し、回答結果の関連性についてカイ二乗検定を行った。さらに、移植技術の適用に対する見解を把握するために、移植医師・脳死患者の家族への非公式なインタビューも併せ行った。

加えて、日本とイランにおける臓器提供制度をケーススタディーとして分析し、これらとアジアの8諸国における脳死判定法、臓器移植法、臓器移植の手続き、社会的認識の比較を行った。加えて脳死と臓器移植の問題に関する、日本および一般的な社会的認識と、異なる臓器提供制度の詳細を比較調査するために、広範囲にわたる各国の法制度や社会的議論について、詳細な文献研究を行ない、相互に比較した。

(結果)

日本においては、臓器移植についての関心は高いが、主として医療系に属する学生においても脳死を人の死として認めないものが39%あった。脳死患者には治療の必要がないと考えている学生は38%で、ドナーの意志がある学生は66%にとどまり、実際にドナーカードを持っている学生は30%にとどまった。脳死判定や移植に家族の同意が必要であるとする学生は70%に達し、全般的に言って移植に否定的な見解がほぼ4割あることが判明した。非公式インタビューの結果でも現行の法律については肯定的であったが、移植

にはやや消極的な意見が多かった。

一方、イランでは脳死を人の死であることを認めることは前提として了解されているが、むしろイスラム社会において移植技術を受け入れるか拒否するか、という宗教上の判断が決定的な要素となっているという文化的差異が見られた。

(考察)

1997年に施行された日本の臓器移植法は、提供者の書面による同意と家族の同意の必要性、15歳未満の子供の脳死判定と臓器摘出の禁止、個々人の価値観に基づいた死の定義、といった特徴を持つ。またイランを含めて、他のアジア諸国ではドナーとなりうる個人の意志に重要な決定権があり、家族の意志は二次的にそれを支持する意味を持つが、日本のみは、個人のみならず家族の意志も同時に必要であるという特殊性を有している。したがって臓器移植についての拒否権を故人の意志に優先させることで家族の権限を過剰に強調する一方で、他方では家族が代理肯定することを認めていないという日本の臓器移植法は、家族の役割について矛盾を孕んでいることを意味する。このことは死の判定法に統一性がないこと、故人の意志のみでは臓器移植が行えないという欠陥を有する反面、脳死を人の死であることを認めるか否かを、個人の意思によって判断できるという長所とともに、個人の意志と家族の意志が統一されていなければならないという倫理観があることも否定できない。そしてこれは、医療系学生から得られた、脳死を人の死として認める意見に消極的であるという社会的現状や倫理観と合致している面があり、日本の現状としては、脳死移植の社会的議論の歴史と併せ、それなりに社会的合理性がある制度となっているとも考えられる。

(結論)

日本ではなお脳死と臓器移植について多くの疑念や論争があるが、個人が自身の価値観に基づいて心肺機能の停止または完全な脳機能の喪失を死の定義として選択することを認めることは、日本の社会性に見合った倫理性を有すると考えられる。他のアジア諸国や欧米諸国と同様に、脳死を人の死として認める社会的認識を確立し、家族の拒否権優先の撤廃に加えて、家族を故人の代理決定者として認めるように法改正することは重要な問題であるが、これには医療の進歩に加えて日本の文化や倫理と矛盾することなく、制度を改革していく必要があると思われた。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、脳死と移植にかかわる法的・倫理的問題を、日本とイランの社会や制度の分析を軸に、広くアジア諸国との比較を背景に、現状と問題点、今後の動向を探ろうとした意欲的な研究である。多くの国際的資料を渉猟し、文献的な研究と日本の医療系学生を多く含む広範囲なアンケート調査を併せ実施し、統計学的に解析している。その結果、現状では問題点を含んでいる日本の臓器移植法も、ある意味では、日本の文化や倫理、歴史的議論から形成された社会的認識と合致している面があり、現状としての社会的理念に沿って法律が作られているという側面を浮き彫りにすることに成功している。将来の方向性として、社会的認識の変革が法改正の前提になるという面を示唆していることも特筆すべきである。

よって、著者は博士（医学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。